

第1462号

AFN-1462

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 4/24 (月)

『R5年度税制改正消費税（1）小規模事業者に係る8割控除』

インボイス制度については、円滑な制度移行のためにさらなる措置が導入される。

1つは、小規模事業者等に係る税額控除に関して講じられる経過措置(2割特例)。適格請求書発行事業者の、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間(※)において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと、又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、納付税額を、課税標準額に対する消費税額の2割(8割控除)とすることができることとする。(※)課税期間の特例の適用を受ける課税期間、及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間を除く

インボイスの保存、事前届出や業種区分が不要、申告時に選択適用可で、事務負担もかなり軽減される。従前から課税事業者を選択していた事業者や、課税期間を3か月又は1か月ごとに短縮している場合には適用されない。課税事業者選択届出書及び登録申請書を既に提出している事業者でも、令和5年10月1日の属する課税期間のうちに課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、同日から2割特例が適用される。

『訪日外国人の旅行消費5兆円へ 政府が観光立国基本計画を決定』

政府は、令和5年度から3年間の新たな「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。訪日外国人の旅行消費額5兆円、国内旅行消費額20兆円の早期達成を目指すとともに、令和7年には持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数100、訪日外国人1人当たり消費額を20万円とするなどの目標を掲げた。同年は大阪・関西万博などイベントが多数開催されるため、観光庁は「日本が世界の脚光を浴びる絶好のチャンスのある年になる」として、持続可能で強靱な観光の実現に向け本腰を入れる姿勢を鮮明にしている。

観光立国推進基本計画は、(1)持続可能な観光地域づくり(2)インバウンド回復(3)国内交流拡大―戦略の3つを基本方針に掲げている。持続可能な観光地域づくりでは、観光産業の中核を担う宿泊業に関し、その6割以上が資本金1000万円以下の小規模事業者で、企業的な経営視点が不足していることを指摘した。これに対応して、適正な労働環境の整備、ITシステムの活用等、宿泊業の高付加価値化に向けた経営を行うためのガイドラインを策定し、収益力向上などに取り組む宿泊施設を登録する制度を創設。登録した施設を積極的に支援することで「持続可能な稼げる産業」への変革を促すとしている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



＜ゴールデンウィーク期間の休業のご案内＞

4月29日(金)から5月7日(日)の間、5月1日(月)、2日(火)を除いて休業させていただきます。

次回のTimely発信は5月8日(月)の1463号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com